

公立沖繩北部医療センター職員住宅整備運営事業

実施要領

令和8年6月

沖縄県北部医療組合

第1 事業概要

1 事業の内容

(1) 事業の名称

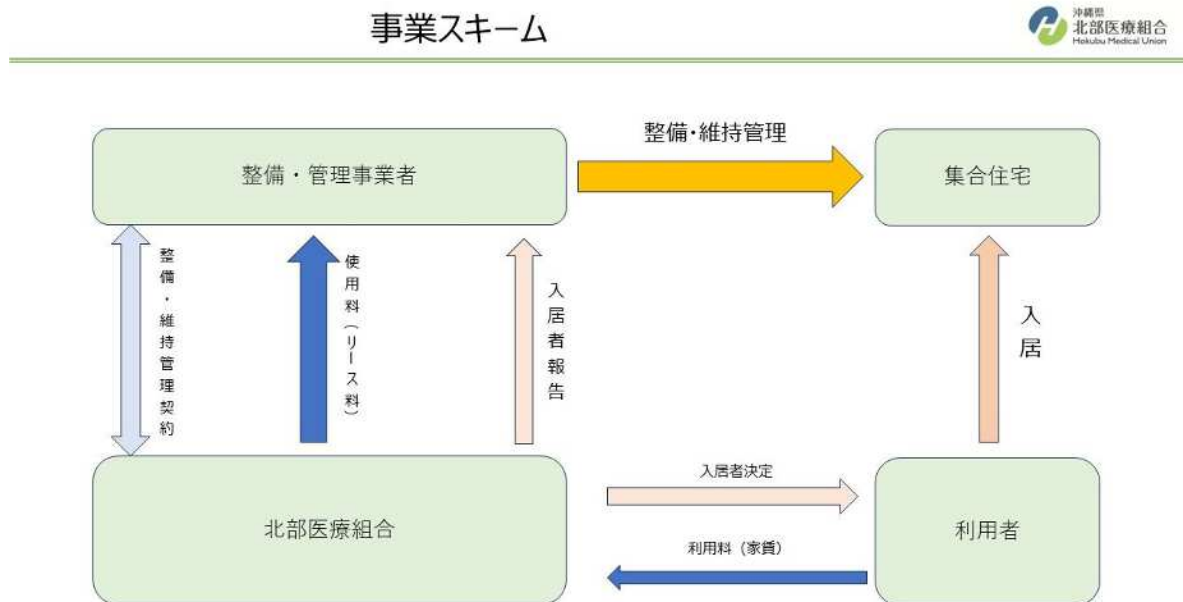
公立沖縄北部医療センター職員住宅整備運営事業

(2) 事業の目的

公立沖縄北部医療センターは、北部医療圏において高度急性期及び急性期医療を担う唯一の医療施設として北部医療圏の特性に応じた地域医療や高度医療を持続的に担うとともに、充実した指導體制及び研修体制を確立し、若手医師のキャリアパスを用意するなど、地域医療の担い手となる医師をはじめとする医療従事者の育成に取り組むこととしており、その医療従事者が十分能力を発揮するためにも生活環境の拠点となる職員住宅を整備、運営する。

本事業については、民間事業者（以下、「事業者」という。）の資金投資による整備及び運営に関するノウハウや資源を活用することで、沖縄県北部医療組合（以下、「組合」という。）の財政負担を抑えることを目的とする。

(3) 事業スキーム



(4) 事業契約予定期間

令和8年10月から令和40年12月31日まで

（整備期間約2年3か月、運営期間30年を想定）

※契約期間は、公立沖縄北部医療センターの開院日が確定したとき、協議により施設整備期間・入居開始時期及び契約期間を変更するものとする。

(5) 事業費（使用料）

施設整備と維持管理として総額 1,542,240,000円以内

※年額 51,408,000円、月額 4,284,000円

（上記の金額は消費税・地方消費税を含む）

(6) 施設整備の詳細については、別紙「要求水準書」を参照すること。

(7) リスク分担

リスク分担については、別紙「リスク分担表」を参照すること。定めのないリスクについては、双方協議により定めるものとする。

第2 事業者の条件

1 応募資格

応募資格については、次の要件を付す。なお、共同企業体による応募の場合は、構成員全員に要件を付すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 法人、その他の団体である者
- (3) 国税、県税、市町村税の滞納がない者
- (4) 県内に連絡員を置く事務所・事業所を有する者

2 欠格条項

応募しようとするものは下記に掲げるいずれかに該当する事項がないこと。なお、共同企業体による応募の場合は、構成員全員がいずれかに該当する事項がないこと。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等
- (2) 会社更生法、民事再生法等による手続を開始している法人等
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- (8) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等

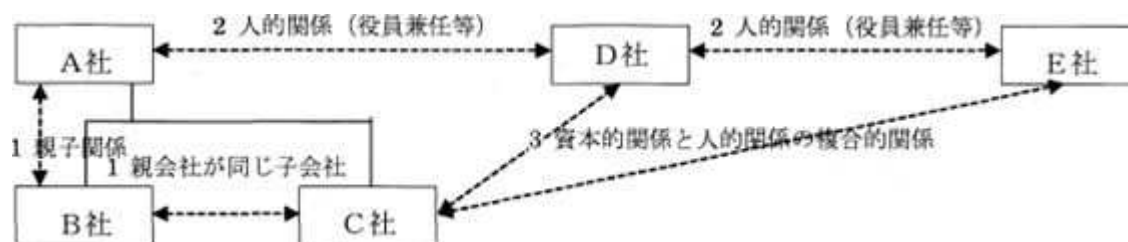
3 失格事項

公正性等を阻害する事項については、失格事項として選定審査の対象から除外する旨を明示するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) その他不正行為があった場合

4 資本的関係又は人的関係のある会社の参加制限について

一定資本的関係又は人的関係のある会社が同一のプロポーザルへ参加することについては、公正な審査を阻害される恐れがあることから、実行性のある競争の確保の観点から以下のとおり応募を制限する。



※上記の関係がある場合、A、B、C、D及びE社は、いずれか1者のみの応募となる。ただし、A、B、C、D及びE社の中の2者もしくは3者で共同事業体を構成する場合は、1者の応募とみなす。

※個人事業主や組合等の法人の理事についても、他の会社の役員等を兼任している場合、同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。また、組合と組合の構成員である会社は同一の公募型プロポーザルへの参加が制限される。

※1について、子会社又は子会社の一方が構成会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

※2について、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を兼任している場合を除いて、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

第3 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 公告 | 令和8年6月25日(木) |
| (2) 応募開始 | 令和8年6月29日(月) |
| (3) 募集要項等に関する質問の提出期限 | 令和8年7月29日(水) |
| (4) 応募書類提出期限 | 令和8年8月28日(金) |
| (5) 事業者選定委員会 | 令和8年9月11日(金) |
| (6) 事業者の決定 | 令和8年9月中旬 |
| (7) 事業契約 | 令和8年10月上旬 |
| (8) 入居開始 | 令和11年1月から(予定) |
| (9) 使用料支払 | 令和11年2月から(予定) |

第4 応募

1 応募方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

2 応募期間

令和8年6月29日(月)から同8月28日(金)まで

3 提出先

第6を参照。

4 応募資料(提出書類)

下記書類(1)から(9)までの書類を正本として1部、(9)の書類を副本として5部各A4ファイルに閉じたもの、及び全てのデータを収めたCD-R等1枚を提出すること。

応募資料の作成にあたっては、北部医療組合HPに掲載する様式を使用すること。
ただし、確認資料及び関連資料の様式は問わない。

- (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）*単独企業の場合
” ” （様式第1-1号）*共同企業体の場合
共同企業体協定書（様式第1-2号）*共同企業体の場合
- (2) 会社概要書（様式第2号）
- (3) 資本的関係・人的関係調書（様式第3号）
- (4) 住宅整備運営事業実績調書（様式第4号）及びその確認資料
- (5) 職員住宅整備運営事業 費用内訳書（様式第5号）
- (6) 登記事項証書（写し可。提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。）
- (7) 国税等の納税証明書（写し可。提出日から三ヶ月以内に発行されたもの。）
- (8) 資格確認書（様式第6号）
- (9) 企画提案書及び関連資料
 - ア 企画提案書(正)（様式企第1号）
 - イ 企画提案書(副)（様式企第2号）
 - ウ 過去実績（様式企第3号）
 - エ 建設施設概要（様式企第4号）
 - オ 維持管理業務の実施体制（様式企第5号）
 - カ 職員住宅長期修繕計画（様式企第6号）
 - キ 事業者提案事項（様式企第7号）

※ 上記企画提案書および関連資料について、特にアピールしたい点がある場合には、
該当部分をアンダーライン等で強調すること

※ 事業者決定を受けた場合、組合等がHPやパンフレット等で提出された図面等を利用
できるようライセンスに留意すること。

※ 応募資料の作成や提出に係る費用については、選定結果にかかわらず、事業者の負
担とする。

※ 応募資料は選定結果にかかわらず、返却しない。

5 質問の受付

(1) 受付方法

募集要項等に関する質問は、様式第7号に質問事項を記入し、提出期限まで第6
に示す担当まで電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和8年7月29日(水)

(3) 質問に対する回答の公表

提出された質問に対する回答は、組合のHPにて公表する。なお、公表日は令和8年8月5日(水)を予定する。

第5 事業者選定方法

1 公募及び審査方法

別紙「評価基準」に基づき、応募資格を満たしている者の提案の中から、組合および関係する機関の職員で構成する事業者選定委員会において審査及び選定を行い、事業者を決定する。

2 事業者ヒアリング

審査にあたっては、事業者にヒアリングを実施するものとし、開催日等に下記の通りとするが、詳細な時間等については書面受付後に別途通知する。

ア 場所

沖縄県北部合同庁舎内

イ 日時

令和8年9月11日(金)

ウ 説明時間

10分

エ 質疑応答時間

5分

3 事業者の選定結果

事業者の選定結果は、応募者の代表企業すべてに対し書面で通知する。また、組合HPに選定した事業者の企業名を公表する。

4 応募の辞退

応募を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第8号)を第6に記載する担当者あてに電子メールで提出すること。

第6 本事業の問合せ先

〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 1階

沖縄県北部医療組合 施設整備課 伊敷

電話 0980-43-8053

メール jimukyoku@okinawahokubuiryo.jp